

## 幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業の採択に係る審査基準

### I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

### II 評価基準

評価は、提出された企画提案書（事業計画書）に基づき、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。

### III 採択案件の決定方法

本事業の予算の範囲内で、各評価項目の得点合計の平均点及び企画評価委員の付した意見を総合的に勘案し決定する。その際、全体の提案状況に応じて、地域等を考慮する場合がある。また、企画評価委員からの意見に基づき、採択に当たって条件を付す場合がある。

### IV 評価項目

#### 1. 事業実施主体に関する評価（25点）

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ⑤ 事業に必要な設備・施設を保有又は確保していること。

#### 2. 事業内容に関する評価（25点）

- ① 事業内容に幼稚園教諭等の一種免許状の取得を促進するための具体性があること。  
（特に、免許状更新講習や現職教員研修等にも対応可能な枠組みや内容を研究する事業内容を行う場合を高く評価。）
- ② 免許法認定講習等を開設する場合、適切な講習内容となっていること。
- ③ 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ④ 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。（特に、他の教育関係機関（大学、教育委員会、団体等）との連携を評価。）
- ⑤ 最小の予算（経費）で最大の効果が得られるよう、コストを抑えた提案内容となっていること。また、妥当な経費が示されていること。

#### 3. 成果の活用・展開可能性に関する評価（10点）

- ① 講習の実施に係る効果測定のための適切な手法が示されていること。（特に、公募要領の「2 事業の趣旨」に示す目的に資するかどうかの観点から評価）
- ② 講習の新規開設、実施、評価、改善等に関する知見の蓄積が期待できること。（特に、第三者が新規に講習を開設する場合の有用性の観点から評価）

#### 4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

#### V 採点基準

1. 評価項目の「1. 事業実施主体に関する評価」、「2. 事業内容に関する評価」及び「3. 成果の活用・展開可能性に関する評価」は、以下の評価基準により3段階評価を行う。

優れている＝5点

普通＝3点

劣っている＝1点

2. 評価項目の「4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.6点

・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.2点

・認定段階3＝1.8点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.2点

- (2) 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

・くるみん認定＝0.6点

・プラチナくるみん認定＝1.2点

- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝1.2点

- (4) 上記に該当する認定等を有しない＝0点